



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 東テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 克己
(コード番号 9960)
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理本部長
中溝 敏郎
(TEL. 03-3242-3229)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、当社の株価及び業績向上に向けた従業員の意欲や士気の向上を図る為、従業員に対して自社の株式を付与するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

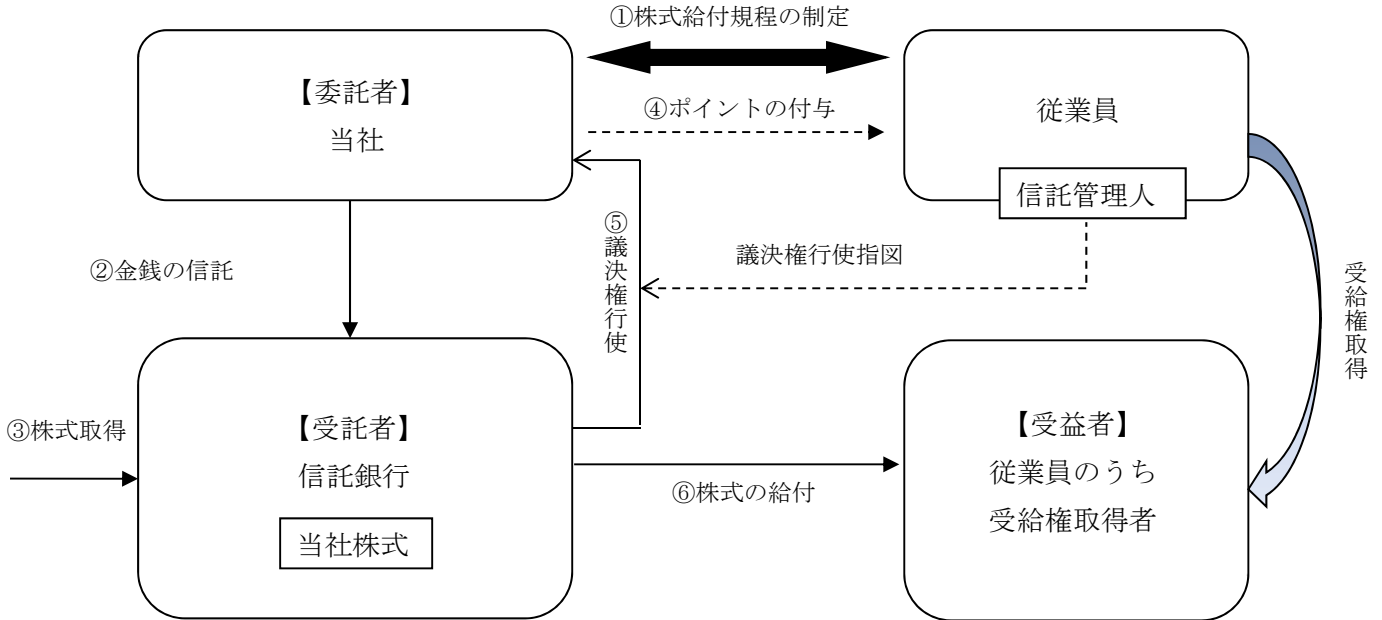
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式は、予め信託した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社及び当社グループ会社の従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことにより業績向上に寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

《本制度の仕組み》



- ①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥従業員は、受給権取得後に信託銀行から、当該従業員に付与された累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上